

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 13 日現在

機関番号：32620

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2015～2016

課題番号：15H06598

研究課題名(和文) 通訳を介した法廷談話の研究：コミュニケーション理論に基づいた法廷通訳人の役割再考

研究課題名(英文) Interpreter mediated court discourse: Revisiting court interpreter's role based on the communication theories

研究代表者

吉田 理加 (YOSHIDA, Rika)

順天堂大学・国際教養学部・講師

研究者番号：20761951

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は通訳を介した法廷における実際のやりとりを傍聴席から筆記記録し法廷談話と法廷参与者へのインタビュー談話を収集し、実践と参与者の意識(イデオロギー)の双方から、言語人類学、語用論、社会言語学などのコミュニケーション理論の枠組みで多角的に分析し、法廷通訳人の役割を再考し、「言語弱者」を生み出さない公正な法廷の実現に寄与することを目的とした。

本研究を通して明らかになった点として、法廷におけるすべてのやり取りが通訳されているわけではないこと、通訳者が理解できない点を聞き返したり、参与者が「異議」を発したり、裁判官等が裁判進行に関わる発話をする間は通訳がすぐに提供されないことが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：In this research, I collected interpreter mediated court discourse taking notes from the audience seat and some interview discourses of the court participants such as lawyers and an interpreter to analyze them in the framework of communication theories such as Linguistic Anthropology, Pragmatics, Sociolinguistics, etc. This research had an aim to contribute to create a fair trial without producing "linguistic vulnerable person".

Through this research I found out that not all interactions in the courtroom were interpreted, for instance, when the interpreter tries to clarify the meaning of the original utterance to the speaker, when the lawyer expresses an objection or when the judge explains the procedure of the court trial, there was no interpreting offered to the foreign person accused.

研究分野：言語人類学

 キーワード：法廷通訳 談話分析 異文化 言語弱者 言語イデオロギー 言語人類学 社会言語学 ウェルフェア
・リンゲイステックス

1. 研究開始当初の背景

日本国内の法廷では録音録画が禁じられており、裁判記録の閲覧や入手も弁護士など事件の関係者に制限されているため、法廷における相互行為や談話を記録することは事実上不可能である。国内の法廷通訳研究は、資格制度などの制度面の問題や、法廷通訳人の経験調査などが主に扱われてきた (cf. 高畑他、2012)。通訳を介した法廷談話の研究は、主に模擬裁判を実施し研究が行われている (cf. 中村、2008; 中村・水野、2009; 中村・水野、2010)。しかし、模擬裁判では、通訳者を含め様々な要素が実際の裁判とは異なると考えられる。欧米では裁判の様子がテレビ放映され、研究目的での通訳を介した法廷談話の録音・録画データが比較的容易に入手できる傾向があり、通訳を介して行われた実際の法廷談話データをもとに研究が行われ、現実に即した知見がもたらされている (Berk-Seligson, 2002[1990]; Wadensjö, 1998)。日本国内においても模擬裁判ではなく、実際に行われた通訳を介した法廷におけるやりとりを対象とした研究の要請があると言える。また、法廷談話に加えて参与者へのインタビューも分析対象とすることによって、法廷談話における参与者の意識 (イデオロギー) 的側面と実践的側面の双方を分析するという、これまでに日本国内では実施されてこなかった包括的なコミュニケーション出来事としての通訳を介した法廷談話研究が可能になると考えられた。

本研究開始前に、既に、スペイン語の通訳を介した裁判員裁判の全過程を傍聴席から記録した法廷談話データを上述のコミュニケーション理論の枠組みで分析・考究した論文を発表していた (吉田、2011; Yoshida, 2012)。日本国内で通訳を介した裁判員裁判全体の法廷談話を二カ国語で収集し分析した研究は管見の限り見当たらず、貴重な談話データかつ研究であると言えた。前述の研究では、法廷通訳人、裁判官、弁護士が共有する法廷言語イデオロギーは言及指示的機能に焦点化されており、コミュニケーション的な側面は意識に上りにくく、そのような言語イデオロギーと法廷通訳人の役割についての意識にも相関が見られたことが指摘されている。他方、参与者が意識 (イデオロギー) 化している法廷通訳人の役割と現実に実践されている役割の間には乖離があり、語用論的等価性の達成を目指す法廷通訳では、「言語弱者」が生み出される可能性があることも示された。そこで、複数の裁判員裁判の法廷談話データを傍聴席から記録、収集し、参与者へのインタビュー談話と合わせてコミュニケーション理論の枠組みで談話分析を行なうことにより、事例研究を積み重ね、上述の研究で見出された傾向が複数の事例に共通する一般化可能なものかが検討可能になると考えた。

2. 研究の目的

本研究では、通訳を介した法廷における実際のやりとりから収集した法廷談話と参与者へのインタビュー談話を言語人類学、語用論、社会言語学などのコミュニケーション理論の枠組みで多角的に分析し、法廷通訳人の役割を再考し、「言語弱者」を生み出さない公正な法廷の実現に寄与することを目的とする。具体的には、通訳人は「黒衣」や「透明な存在」とみなされる傾向があるが、実際には通訳人は法廷談話参与者として様々な影響を法廷談話に与えている存在であること、このようなみなし方は法廷通訳イデオロギーであり、実際の談話実践とは乖離していること、そして外国語話者に不利な帰結をもたらす危険性があることを実証的に示すことを試みた。ウェルフェアリングイスティクス (社会の福利に資する言語・コミュニケーションの研究) の観点から、「言語弱者」を生み出さないために機能する法廷通訳人の役割を再考するための知見を提供することを目指すことを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 文献調査

法廷通訳研究に「言語イデオロギー」研究などの言語人類学等の学術分野の枠組みを接合させるために、法言語学、言語人類学、社会言語学、語用論、法廷通訳研究などにおける関連研究の文献調査を継続して実施した。

(2) 通訳を介した裁判を傍聴し、法廷談話記録を作成

以下の裁判所で通訳を介した裁判を協力者とともに傍聴し、日本語と通訳言語の双方で裁判参与者の発話や非言語情報を可能な限り筆記記録し、後にそれをワードで書き起こした。スペイン語、英語、ポルトガル語以外の通訳を介した裁判は傍聴席から日本語のみ筆記記録した。通訳を介さない日本語での裁判員裁判も一部傍聴し、記録をとり、通訳を介した裁判と比較対照するためのデータとした。

- ・東京地方裁判所 スペイン語通訳事件 2件、ポルトガル語通訳事件 1件、英語通訳事件 1件、中国語通訳事件 1件、ベトナム語通訳事件 1件、
- ・千葉地方裁判所 英語通訳事件 1件
- ・前橋地方裁判所太田支部 スペイン語通訳事件 1件
- ・大阪地方裁判所 中国語通訳事件 1件、通訳を介さない日本語のみの事件 1件
- ・奈良地方裁判所 ベトナム語通訳事件 1件、韓国語通訳事件 1件

(3) 法廷参与者との意見交換

弁護士 4名と法廷通訳経験者 1名に個別に会い、法廷談話記録で気になった点を質問し、

なぜそのような発言をしたのかなど、法廷での行動の通訳を介した裁判における法廷参与経験を自由に語ってもらった。

弁護士にインタビューを行った際の主なテーマは以下の通りである。

- ・通訳を介した裁判で苦労する点
- ・接見に法廷通訳人を同行させることの是非
- ・これまでの経験で印象に残っていること
- ・文化の違いが通訳に影響を与えたと考えられる事例
- ・通訳人二人体制についてどう考えるか
- ・裁判でのやりとりすべてが通訳されるわけではないことについてどう思うか

通訳者へのインタビューでは、研究者もスペイン語法廷通訳に従事する同じ通訳者という属性から話しやすい環境があり、主に以下のテーマについて話してもらった。

- ・通訳者になったきっかけ
- ・今までの法廷通訳経験で印象に残っていること
- ・弁護人の接見に同行させてもらえない場合の弊害
- ・通訳人二人体制についてどう考えるか
- ・法廷通訳で通訳するのが難しいと感じた事例や語彙・表現
- ・文化の違いが大きいと、いくら言われたことをそのまま通訳しても伝わらないと感じたことがある、その経験について
- ・裁判官と弁護士、警察官のやりとりはあとでまとめるから今は訳さないでほしいと言われることについて、被告人がしばらく何が起きているかわからない状況に置かれることをどう思うか。

これらのインタビュー談話も書き起こした。

(3) 談話分析

法廷談話と参与者へのインタビュー談話を書き起こしたものを次の観点から分析した。

弁護士・検察官の質問の日本語文型のパターン

法廷における言語使用が難解であることは周知の事実であるが、専門用語としての法律用語の難しさはよく取り上げられるが、法廷における法律家の言語使用は、複雑な連体修飾がなされた文型が用いられていることはあまり取り上げられてこなかったと思われる。そのような難解な文型が用いられたとき、通訳人の訳出にどのような影響がおきているかに焦点をあて、分析した。

詩的構造化

通訳者の訳出談話と原発話者の談話に分けて、それぞれに反復や繰り返しなどの詩的機能がどのような影響・効果を与えているかを分析した。

その場で訳出されない談話
法廷においてどのような場合に通訳がなされないのかを特定し、その影響を「言語弱者」を生み出さない公正な法廷の実現という観点から分析した。また、インタビュー談話においては、その場ですぐに訳出されない談話に関する意識を述べているところを中心に合わせて分析した。

法廷言語イデオロギー
インタビュー談話と法廷談話の双方から、通訳や言語使用、法廷コミュニケーションに関してなんらかの言語イデオロギーが表出している箇所を同定し、どのような言語イデオロギーが支配的であるかを分析した。

「文化的な」意味の喪失
通訳を介することにより、原発話の命題内容は伝えることができるが、それに伴うニュアンス、イメージなどの「文化的な」意味が失われたり、変遷したりするケースを同定した。

談話において構築される話者と通訳者のアイデンティティ
談話の進行にともなって参与者のどのようなアイデンティティが構築され、表出しているかを同定した。

4. 研究成果

本研究を通して見出された成果は以下のとおりである。

(1) 通訳を介した法廷談話の収集
前述した通り、日本では法廷において録音。録画が禁止されているため、実際の法廷談話の収集は非常に困難を伴う作業である。本研究で、複数名で傍聴席から筆記記録した法廷談話は英語、スペイン語、ポルトガル語は両言語で、ベトナム語、韓国語、中国語は日本語のみで収集し、複数の談話が収集できたことは、分析対象が広がり、法廷談話の傾向を一般化するために有用である。

(2) 通訳が難しい法廷言語使用の特徴
弁護士・検察官の質問の日本語文型のパターンに焦点化して法廷談話を分析することにより、法律用語という語彙レベルの難解さよりも、連体修飾が多く用いられた複雑な構造を持つ文を口頭で法律家が発話することが、通訳の困難をもたらしていることがわかった。また、それに対処するために、通訳人は、初回はすべてをその通りに訳出するが、その後続けて同じ複雑な構造の文が繰り返し発話された場合、通訳人は簡略化した形で訳出していることもわかった。また、その理由として、聞き手である被告人の認知負荷を思いやっつてのことであることも明らかになった。

通訳が難しい法廷言語資料の特徴として、連体修飾が複雑に組み込まれた構造の文が同定されたことは、今後の通訳人研修の題材として活用することもできる。同様に通訳を

介した法廷において訳しづらい法曹三者の言語使用の特徴として提議することも可能になると思われる。

(3) 法廷言語イデオロギー

その場ですぐに訳出されない談話が生じている現象に着目したところ、そのほとんどが裁判官・検察官・弁護人へのやりとりであった。裁判の進行手続きの相談や、被告人質問や証人尋問において異議が申し立てられた場合であった。また、通訳人が原発話の意味を発話者に確認するために聞き返す際も、通訳人が何を聞き返しているのかは通訳がなされないことがわかった。このようなケースは法廷で頻繁に起こっているが、通訳がなされていない間、被告人はその場で何が起きているのが理解できない状態におかれることは、弁護人などの参加者には明確には意識されていないようであった。弁護士によっては、必ず通訳をするべきだと考える人もいるが、最終的に裁判官がやりとりを要約し、それを通訳すれば問題はないとする考えであることがわかった。これは、法曹三者間のやりとりは法律用語が多用されるため、通訳者が「勝手に解釈」することは好ましくないと、弁護士のインタビューでも述べられていたことから、法律家が共有する、法曹言語イデオロギーが存在することが示唆された。

また、「今、ここ」のコミュニケーションにおいてなされていることを通訳するよりも、のちにその要約を裁判官が伝えそれを通訳することで良しとすることからは、言及指示中心的言語イデオロギーが法廷において支配的であることも確認された。

(4) コミュニケーションで動的に生み出される「意味」

繰り返しや反復などによって生み出される詩的機能の効果によって、通訳者や原発話者である被告人のアイデンティティが構築されていることが談話分析によって同定された。他方、このような非言及指示的な「意味」については参加者の意識に上りにくいことがわかった。

(5) 文化的な意味の喪失

同様に、原文では非文法的ないしは不完全な発話が、通訳人が訳出をすることにより、完全できれいな文体になっている場合があることも観察された。そのことにより、原発話やテキストがある特定の社会的階層や文化的なイメージを表しているにもかかわらず、訳出發話は異なる社会性を帯びた発話となってしまうっており、命題内容としては正しい訳出であるが、聞き手が抱くイメージが異なることがわかった。

(6) 訳出の困難

コミュニケーションにおいては言われたこととなされたことのふたつの会葬におい

て意味が生起しているが、通訳を介する法廷談話においても同様である。通訳が困難を抱えるのは、「言われたこと」に焦点化した訳出をした場合、「なされたこと」において異なる意味が生起してしまうケースがある点である。今後、この点に焦点化して、コミュニケーション理論をもとに、言語弱者を生み出さない公正な法廷の実現のための法廷通訳人の役割について考察を続ける必要があると考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2件)

木村護郎クリストフ、宮崎あゆみ、吉田理加、山下里香、寺沢拓敬、杉森典子(2017).『報告 第38回研究大会ワークショップ 言語イデオロギー研究の射程と可能性 ミクロ・マクロをつなぐために』『社会言語学』19巻2号、104-109頁、査読無し

[学会発表](計7件)

吉田理加「言語イデオロギーと法廷通訳」言語文化研究会講演会、東京女子大学(東京都杉並区)、2015年11月24日
渡辺修、水野真木子、寺田有美子、栗林亜紀子、馬小菲、吉田理加、平英司『『殺意』言語学と法律学、通訳と弁護の交錯』法と言語学会2015年年次大会、甲南大学(兵庫県神戸市)、2015年12月6日
Rika Yoshida, *Ms Interpreter, please stop interpreting! - Language Ideology in a Japanese Bilingual Courtroom*, Critical Link 8, Heriot Watt University(Edinburg, Scotland), June 29, 2016

吉田理加「通訳を介した法廷における「文化的な」意味の喪失」日本国際文化学会第15回全国大会、早稲田大学(東京都新宿区)、2016年7月16日
Rika Yoshida, *Court Interpreter's Identity Constructed through Discourse*, First International Conference on Legal and Healthcare Interpreting, 25 February 2017, Hong Kong University(香港)

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：

出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉田 理加 (YOSHIDA, Rika)
順天堂大学・国際教養学部・講師
研究者番号：20761951

(2) 研究分担者 無し

(3) 連携研究者 無し

(4) 研究協力者 無し